

宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進するため、宮代町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年宮代町告示第40号）第4条別表第1に掲げる訪問型サービスのうち、訪問型サービスB又は訪問型サービスD若しくはその両方の事業を実施するものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、及び経費は以下の各号のとおりとする。

(1) 活動支援 訪問型サービスB又は訪問型サービスD若しくはその両方の立ち上げに対する以下の経費

ア 報償費 講師等謝金

イ 賃金 コーディネーター等の賃金

ウ 会議費 会議に伴うお茶代等

エ 消耗品費 事業に使用する消耗品費

オ 印刷製本費 チラシ、ポスター等の印刷製本費

カ 光熱水費 事務所の光熱水費

キ 通信運搬費 郵便、電話代等

ク 使用料及び賃貸料 事務所、資機材等の借上料等の経費

ケ 保険料 事業に係る保険料

コ 交通費 事業に係る交通費

(2) 立ち上げ支援 訪問型サービスB又は訪問型サービスD若しくはその両方の立ち上げに対する以下の経費

ア 事務所改修費 事務所開設に伴い必要とされる改修工事

イ 備品購入費 事務所開設に伴い必要とされる備品

- 2 前項に規定する経費の補助上限額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業
- (3) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けている事業（寄付は除く。）
(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象団体等」という。）は、町内に所在地又は活動拠点を置き、補助対象事業を適正に遂行できる能力を有し、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 町内で地域に根ざした活動を行い、当該団体の規約又は会則を制定している概ね5人以上の町民で構成される団体
- (3) その他町長が適当と認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象団体等としない。

- (1) 前項第1号の特定非営利活動法人若しくは同項第2号の町内で活動し町民で構成される団体（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、暴力団又は暴力団員の統制下にあるとき。
- (2) 特定非営利活動法人等が、法令及び公序良俗に反する活動を行う法人等であるとき。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金対象団体等（以下「申請者」という。）は、宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金交付申請書（様式第1号）に当該申請年度の事業計画書、収支予算書及び特定非営利活動法人等の定款、規約又は会則を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 特定非営利活動法人等の定款、規約又は会則について、内容に変更がない場合は、翌年度以降の申請時に添付を省略することができる。

(補助金の交付又は却下決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定又は却下したときは、宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(追加交付の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助交付団体」という。)は、事業計画等の変更による追加交付を受けたい場合は、宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金追加交付申請書(様式第3号。以下「追加交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(追加交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金追加交付決定(却下)通知書(様式第4号)により補助交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 第5条または第7条の規定により交付決定を受けた補助交付団体は、速やかに、宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、第5条の概算払により速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助交付団体は、別表に記載した活動支援については事業終了後10日以内に、立ち上げ支援については事業開始後30日以内に、宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金実績報告書(様式第6号)に事業報告書と収支決算書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出があったとき、立ち上げ支援については、事務所改修や備品取得(以下「補助取得備品等」という)の場合、完了検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、審査の上、その報告

に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助交付団体に対し通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助交付団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がなされていると認めるときは、宮代町助け合い・困りごとサービス事業補助金返還命令書(様式第8号)により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助対象団体の遵守すべき事項)

第12条 補助対象団体は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けないこと。
- (2) 補助取得備品等については、台帳を整備すること。
- (3) 補助取得備品等の実施及び購入については、活動拠点となる事務所所有者及び管理者と事前に協議すること。

(補助取得備品等の取扱い)

第13条 補助取得備品等について、補助交付団体は、事業の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助取得備品等が破損等した場合は、町の承認を受けて処分等するものとする。この場合において、修理、取り外し、廃棄、現状復帰等に係る費用等については、補助交付団体が負担するものとする。

(書類の整備)

第14条 補助交付団体は、事業報告書及び補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の事業報告書、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業				
活動支援	延べ件数(件)	補助上限額(円)	延べ件数(件)	補助上限額(円)
	10～125	50,000	2,501～2,625	1,050,000
	126～250	100,000	2,626～2,750	1,100,000
	251～375	150,000	2,751～2,875	1,150,000
	376～500	200,000	2,876～3,000	1,200,000
	501～625	250,000	3,001～3,125	1,250,000
	626～750	300,000	3,126～3,250	1,300,000
	751～875	350,000	3,251～3,375	1,350,000
	876～1,000	400,000	3,376～3,500	1,400,000
	1,001～1,125	450,000	3,501～3,625	1,450,000
	1,126～1,250	500,000	3,626～3,750	1,500,000
	1,251～1,375	550,000	3,751～3,875	1,550,000
	1,376～1,500	600,000	3,876～4,000	1,600,000
	1,501～1,625	650,000	4,001～4,125	1,650,000
	1,626～1,750	700,000	4,126～4,250	1,700,000
	1,751～1,875	750,000	4,251～4,375	1,750,000
	1,876～2,000	800,000	4,376～4,500	1,800,000
	2,001～2,125	850,000	4,501～4,625	1,850,000
	2,126～2,250	900,000	4,626～4,750	1,900,000
	2,251～2,375	950,000	4,751～4,875	1,950,000
2,376～2,500	1,000,000	4,876～	2,000,000	
<ul style="list-style-type: none"> ・10件未満の場合、補助金交付はしない。 ・4,875件を超える場合の補助額は2,000,000円を限度とする。 ・延べ件数について、訪問型サービスB及び訪問型サービスDを一体的に実施している場合は、両サービスの合計数とする。 				
立ち上げ支援	補助上限額(円)	備考		
	100,000	定款、規約又は会則を制定してから3年を経過していない特定非営利活動法人等による事業実施の初年度に限り100,000円を限度に交付		
<ul style="list-style-type: none"> ・100,000円と事業の立ち上げに要した補助対象経費の合計額のいずれか少ない方の額とする。 				